

目次

1. 序文
2. 目的および適用範囲
3. 責任
4. 規則
5. 罰則
6. 用語および定義

1. 序文

Comer Industries Corporation(以下、Comer Industries「会社」または「グループ」)は、忠実性、正確性、透明性、誠実性および完全性をもって、また適用される法令および規則を遵守して事業を遂行することに強くコミットしており、このアプローチを評判および競争力のための重要な要因と考えている。

このため、会社はいかなる形態の腐敗も許容せず、事業を行っている、または今後行うすべての国において適用される腐敗防止法を遵守するよう努める。

本書(以下、「腐敗防止ポリシー」または「本ポリシー」)は、従業員、ビジネスパートナーおよび Comer Industries のためにまたはこれを代表して活動するあらゆる者による腐敗的行為を防止するための組織的および規制的措置の体系的枠組みを提供することを目的として採用される。本ポリシーはしたがって、行動規範の重要な補完であり、またモデル 231/01 の枠組みにおける予防プロトコルでもある。

本ポリシーは、取締役会によって承認されたガイドラインに基づき、会社のエンタープライズリスクマネジメントの方法論および手順を適用して、会社全体および組織活動に対して実施されたリスク評価の結果である。腐敗リスク評価の目的は、Comer Industries が腐敗リスクを特定し、会社の統制フレームワークがこれらのリスクをどの程度管理しているかを判断し、残存リスクのレベルを測定することにある。さらに必要に応じてこれらの統制措置を統合および強化し、リスクを軽減する。Comer Industries は、腐敗リスク評価がどのように実施され、腐敗防止のためのシステム管理の設計または改善にどのように使用されたかを文書化した情報(紙媒体および電子文書)を保持する。腐敗リスク評価は、組織の構造または活動に重大な変更があった場合に見直される。

Comer Industries の監督機関は、年次監査プログラムに基づき、腐敗防止法および本ポリシーへの適合性を検証することを目的とした定期的な監査活動を実施し、適切な是正措置および勧告を特定する。監督機関は、監視活動の結果について少なくとも年 1 回、監査役会および取締役会に報告する。

2. 目的および適用範囲

本腐敗防止ポリシーは、以下の目的を追求する。

・Comer Industries の腐敗との闘いへのコミットメントおよび事業を展開するすべての国における腐敗防止規定の遵守を明確に説明すること。

- ・会社の完全性および評判を保護するために、潜在的な腐敗事象の特定および防止の原則を定めること。
- ・腐敗の発生機会を減少させ、腐敗に不利な環境を創出すること。
- ・腐敗事例を発見する能力を向上させること。
- ・適用される腐敗防止法を遵守すること。
- ・腐敗防止の原則および許容される行動を、内部および外部の利害関係者に明確に伝達すること。

本ポリシーは、グループのすべての会社および関連するすべての従業員、取締役、委員会メンバー、協力者、関連するビジネスパートナーならびに会社が事業を行う国において Comer Industries といかなる形であれビジネス関係を有するすべての第三者に適用される。

本ポリシーは行動規範と併せて適用されなければならない;さらに、現地法が本ポリシーの原則よりも厳格である場合には、より厳格な現地規定を適用する。

本腐敗防止ポリシーは取締役会により承認されており、その採用および実施は、承認日からすべてのグループ会社(子会社および関連会社を含む)に対して義務付けられる。

3. 責任

3.1 取締役会

取締役会は:

- ・腐敗防止ポリシーを承認し、腐敗防止システムの実施に必要な資源を割り当てる。
- ・会社の戦略と腐敗防止ポリシーが常に整合していることを、継続的な情報共有および監視活動を通じて確保する。
- ・監督機関による監視および情報報告を通じて、本ポリシーの実施および有効性を監督する。
- ・腐敗防止ポリシーを社内外に伝達し、その重要性を強調する。
- ・組織内に適切な腐敗防止文化を促進する。
- ・管理者が責任範囲において腐敗防止を実施できるよう支援する。
- ・通報制度の利用を促進し、報告者に対する報復がないことを確保する。

3.2 従業員

すべての従業員は、以下を遵守しなければならない。

- ・Anti-corruption ポリシーに定められた要件および、適用されるすべての反腐敗関連法令に関する手続を遵守すること。
- ・贈収賄の提供・授受を問わず、実際のまたは未遂のあらゆる腐敗行為について認識した場合には、会社が用意した内部通報(ホイットルブローイング)チャンネルを通じて報告すること。
- ・腐敗の兆候となり得る事象を特定し、報告すること。

3.3 利害関係者

会社のために、または会社を代表して業務に従事する、もしくはサービスを提供するすべての個人（個人としてであれ、組織の一員としてであれ）——例えば、請負業者、コンサルタント、弁護士、会計士、ビジネスアドバイザー、サプライヤー、代理人、販売代理店、合併事業のパートナー、またはその他の者——は、世界中のいかなる場所においても、会社のために業務に従事している間、本ポリシーに定められた規定を適用し、遵守することが求められる。

4. 規則

4.1 司法当局との関係

会社が事実関係を解明し、適切な措置および制裁を講じることを最優先とするため、Comer Industries は、手続きにおいて司法当局との協力を確保します。具体的には、必要な社内調査を実施し、当局から要請されたデータおよび情報を提供する。ただし、実施される調査およびその結果の厳格な機密性は損なわれないものとする。

4.2 便宜支払および恐喝支払

Comer Industries は、直接または間接を問わず、活動の実施を迅速化し、便宜を図り、または確保する目的で、いかなる金銭または利益の支払い、提供、約束、勧誘、要求または受領も認めない（いわゆる便宜支払）。

この禁止は、従業員がその役割および活動に基づいて、自身または家族、知人の利益のために賄賂を受領または提供する場合にも当然に拡大適用される。

恐喝支払は、例えば公務員または公共サービス従事者によって、健康、安全または自由に対する暴力または脅迫を用いて金銭の提供を強要される場合に発生する。

恐喝支払は速やかに識別され、適切に文書化されなければならない。この場合、関係する要員は、公式の連絡手段を用いて、日付、場所、受益者、金額、および暴力または重大かつ差し迫った脅威の客観的状況を詳細に記載した報告書を提出しなければならない。

4.3 寄付、慈善活動、非営利活動、社会プロジェクト、会費、スポンサーシップ

いかなる場合においても、寄付、非営利活動、社会プロジェクト、慈善拠出、スポンサーシップ、会費が腐敗行為を隠蔽する手段として使用されてはならない。

すべての慈善活動および寄付は、腐敗防止法を遵守して実施されなければならず、また以下の条件を満たさなければならない。

- ・誠意をもって実施され、ビジネスの獲得を目的としないこと。
- ・信頼性および評判が確認された団体に対して行われること。
- ・コスト効率および合理性の基準に基づく予算に従うこと。
- ・社内手続きにより定められた承認プロセスに従うこと。

すべてのスポンサーシップおよび会員活動は、腐敗防止法および行動規範の規定への適合を確保するために、承認および記録されなければならない。

いかなる場合においても、Comer Industries は政治的宣伝のみを目的とする会議または行事を後援しない。

4.4 政治献金

政治献金は腐敗犯罪の違法行為に該当する可能性があり、高いリスクを伴う。

Comer Industries は、政治政党、運動、委員会、政治団体および労働組合組織に対する、直接または間接を問わず、いかなる形態の拠出も禁止する。また、その代表者または候補者、あるいは外国団体への拠出も同様に禁止する。

4.5 贈答および企業接待

Comer Industries は、敬意、感謝または謝意を示す目的で企業の贈答および接待を行うことが、ビジネス関係における通常かつ正当な側面であることを認識する。

しかしながら、通常の商習慣または礼儀の範囲を超える、またはいかなる活動においても優遇的扱いを得ることを目的とする贈答または接待は認めない。

したがって、公務員、監査人、顧問、市長またはその家族に対して、その判断の独立性に影響を及ぼす可能性がある、または利益を得させることを誘発する可能性がある贈答または接待は禁止される。

贈答、接待および交際費（食事、旅行、その他の娯楽を含む）またはその他の利益は、以下の条件を満たす場合に限り許容される。

- ・現金でなく、かつ少額であること。
- ・誠意に基づき、状況に応じて合理的であること。
- ・違法な影響力を行使するものではないこと。
- ・商業的または専門的礼儀の基準に適合していること。
- ・提供側および受領側双方の法令に適合していること。

関連費用は、適切に記録され、正確に会計処理されなければならない。

4.6 サプライヤー、請負業者、顧問およびビジネスパートナー

Comer Industries は、その利益のためまたは利益を得る目的で、直接または間接のいかなる供給業者、請負業者、顧問およびビジネスパートナー（以下「サプライヤー」という）によって行われた腐敗行為について、責任を問われる可能性がある。

このため、サプライヤーは、会社との関係および活動を遂行するにあたり、適用される法令（反腐敗規制を含む）を遵守する必要がある。

サプライヤーの選定および適格性評価、調達プロセス、サプライヤーの業績評価ならびに供給リスク評価は、慎重に評価および監視する必要がある。

サプライヤー管理に関与する従業員は、商業上の意思決定に影響を与えない場合であっても、サプライヤーから自己または第三者のためにいかなる対価も要求し、約束を受け、または受領してはならない。

サプライヤー選定プロセスは、適切な技術的・専門的・組織的能力を有していること、ならびに贈賄、腐敗またはその他の違法行為に関する(確定していないものを含む)有罪判決または調査の対象となっていないことを確認するための十分なデューデリジェンスを含めて実施する必要がある。

報酬は、実施される業務内容および市場慣行に照らして適切に正当化される必要がある。

契約は書面で作成し、サービス内容、支払条件、方法および条件、ならびに行動規範(Anti-corruption ポリシー要件を含む)を遵守する旨のコミットメントを、詳細かつ明確で適時に記載しなければならない。

支払いは、サービスが提供されたこと、および／または支払いに関して契約に定められた条件が満たされた場合に限り実施するものとする。

すべての関連文書は、契約関係の正確性、透明性および追跡可能性を最大限に確保するために記録しなければならない。

提供されるサービスは、契約当事者(発注側)により継続的かつ適切に監視される必要がある。

4.7 企業買収、事業譲渡、ジョイントベンチャーおよび企業提携

企業買収、他社への投資、事業譲渡、ジョイントベンチャーならびにその他の企業提携は、社内手続に従って実施しなければならない。いかなる場合においても、取引相手に関連する主要な腐敗リスク要因を特定するために適切なデューデリジェンスを実施し、その結果を意思決定プロセスに反映させる必要がある。

企業買収の場合には、必要に応じて、本方針の遵守を確保するためのアクションプランを、買収後の統合計画(ポスト・マージャー・インテグレーション)の重要な構成要素として策定・実施しなければならない。

4.8 教育および訓練

Comer Industries は、研修を、腐敗リスクおよびその予防措置に対する意識を醸成・維持し、最終的には腐敗のない企業文化を確立するための重要な手段であると考えている。

従業員は、反腐敗関連法令および Anti-corruption ポリシーについて周知される必要があり、これにより、犯罪内容、リスク、個人および管理上の責任、義務、腐敗防止措置、ならびに本方針および反腐敗法令に違反した場合の懲戒処分を含む制裁について、明確に理解し認識することが求められる。

Comer Industries の従業員は、自身が従事する分野に関連するリスクに応じて提供される反腐敗研修を、誠実かつ適切に受講することが求められるものである。

4.9 通報制度

Anti-corruption ポリシーに適合しないあらゆる状況または行為は、標準的および倫理コンプライアンス要件に従い、内部通報方針に基づいて設けられたオンライン通報ツールを通じて報告することができる。倫理違反の通報の

ために、専用かつ安全な通報チャネル(電話回線およびウェブポータル)が設けられている。

これらのチャネルは、通報者の身元を保護する義務を負う独立した外部企業によって管理されるものである。受領されたすべての情報は、現行の法令に従い、厳格な機密性の下で取り扱われるものとする。

通報手続の詳細は、Comer Industries のウェブサイトおよび行動規範に記載されているものである。

5. 罰則

Anti-corruption ポリシーの遵守は、従業員、管理職、協力者、取締役および会社と取引関係を有するすべての者が負う契約上の義務の重要な一部であるとみなされるものである。この点において、本方針の規則に違反することは、重大な契約違反を構成するものであり、契約の解除または業務委託の終了を含む法的帰結をもたらす可能性があり、これに起因する損害賠償請求の対象となる場合がある。

その結果として、会社の懲戒規程および適用される労働関連法令に従い、従業員に対して懲戒処分を科すことができるものである。

6. 用語および定義

代理人(Agents) :

Comer Industries の名称および代理として行動すること、またはその他の方法で同社を代表することを認められ、その企業利益の追求のために活動する個人または組織である。

慈善寄付および寄附金(Charitable contributions and donations) :

支援を必要とする者を支えるための自発的な提供である。金銭(現金またはそれに相当するもの)による場合と、現物(動産・不動産、サービス)による場合がある。

ビジネスパートナー(Business partner) :

組織が何らかの商業関係を有する、または将来的に構築を予定している外部の当事者である。例示として、顧客、コンサルタント、購買担当者、合併事業パートナー、外部サプライヤー、下請業者などが含まれるが、これらに限定されない。

利益相反(Conflict of interest) :

商業的、経済的、家族的、政治的または個人的な利益が、組織のために職務を遂行する際の個人の判断に影響を及ぼす可能性がある状況をいう。

腐敗(Corruption) :

適用される法令に違反して、人がその職務の遂行に関連して行動する、または行動を控えることの誘因または報酬として、不当な利益(財務的または非財務的な性質を含む)を、地位のいかんを問わず、直接または間接的に提供、約束、供与、受領または要求する行為をいう。

公的腐敗(Public corruption)とは、関与する当事者のうち少なくとも一方が、その職務の遂行において公務員または公的サービス従事者である場合をいう。

デューデリジェンス(Due diligence) :

第三者が公正に行動しているか、また不正な慣行に関与しないと合理的に期待できるかを判断するために実施される、文書化された活動である。その目的は、特定の取引、プロジェクト、活動、ビジネスパートナー、従業員等に関

連するリスクを特定し、会社が反腐败方針および反腐败法令に従って、可能な限り予防的に意思決定を行うことを可能にする情報基盤を構築することである。

恐喝による支払い(Extorted payment) :

自己または他者の健康、安全および自由に対する現実的または認識上の脅威の結果として行われる支払いである。

ファシリテーション・ペイメント(Facilitation payment) :

本来支払うことなく受ける権利のあるサービスと引き換えに行われる、不正または非公式の支払いである。

贈答(Gift) :

企業接待を除き、対価なく自発的に提供される、価値を有するすべてのもの(例:金銭、サービス、貸付、その他の利益)である。

接待(Hospitality) :

接待を行う者と被接待者との関係であり、前者が後者に対して、その必要を満たすための費用の全部または一部を請求せずに提供するものである(例:宿泊、交通、食事、研修コース、イベントや会議への招待など)。

ジョイントベンチャー(Joint Venture) :

共通の目的を達成するために資源を持ち寄ることについて合意した個人または組織である。

政治献金(Political donation) :

政治的な目的を支援するために行われる現金または現物による寄附である。現物寄附には、無償での物品またはサービスの提供、政党または政治家のための広告・宣伝活動、資金調達イベントのチケット購入、政党と密接に関連する研究機関への寄附、ならびに従業員を通常業務から免除して政治活動や選挙立候補に参加させることが含まれる。

公務員(Public Official) :

立法、司法または行政のいずれかの公的機能を行行使する者である。

公的サービス従事者(Public Service Officer) :

いかなる立場であっても、公的機能と同様の形態で規制される活動としての公共サービスを提供する者である。

スポンサーシップ(Sponsorship) :

合意された対価に関連する商業的機会を得るために対価を支払う取引である。スポンサー料は現金またはそれに相当する形で支払われる。慈善寄附とは異なり、スポンサーシップは商業行為であり、合意された対価に対して利益を得ることが期待されるものである。

内部通報(Whistleblowing) :

本 Anti-corruption ポリシーの目的においては、合理的な根拠に基づき、腐敗の疑いまたは実際の事例を報告するプロセスである。



DOCUMENT TYPE: **Rule Book**

CODE: **RB 7.1 16**

TITLE: **Anti-corruption**

REV: **01** DATE: **2026/06/19**

PROCESS: **Human resources management**

PAGE: **8 / 8**
